

平成 26 年 2 月 吉日

お客様各位

長崎市出島町 12 番 20 号
長崎タクシー共同集金株式会社



タクシー乗車券（回数券）の利用可能地区拡大について

拝啓、春寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、長崎交通圏で平成 25 年 7 月から販売開始しております「タクシー乗車券（回数券）」につきまして、この度、佐世保ハイタク共同株式会社加盟の法人及び個人タクシーでご利用が可能となりますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

対象タクシー乗車券
（本タクシー乗車券）



取 扱 開 始 日 平成 26 年 3 月 1 日から

利用可能拡大地区 「佐世保ハイタク共同(株)加盟の法人及び個人協同組合のタクシー」
でご利用可能となります。

※ タクシー会社名並びにその他詳細につきましては、「長崎タクシー共同集金株式会社タクシー乗車券利用規約」もしくは「当社ホームページ」をご参照下さい。

使用上の注意 (1) 本タクシー乗車券は、「おつり」の対応ができませんのでご注意ください。

(2) 佐世保交通圏では、利用可能なタクシー乗車券は今回発行しております本タクシー乗車券に限りますのでご注意ください。

※ 長崎タクシー共同集金(株)加盟の法人・個人タクシーいわゆる長崎交通圏では旧タクシー乗車券及び本タクシー乗車券ともに利用可能です。

(3) 本タクシー乗車券と長崎タクシー共同集金(株)もしくは佐世保ハイタク共同(株)発行のタクシーチケットとの併用使用は可能です。

以上